（別　添）

**時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）**

○○タクシー株式会社代表取締役○○○○　（以下「甲」という。）と　○○タクシー労働組合執行委員長○○○○（○○タクシー株式会社労働者代表○○○○）は、労働基準法第36条第１項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（１週40時間、１日８時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ１日８時間、１週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週１日又は４週４日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条　甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第２条　甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数（満18歳以上の者） | 延長することができる時間 | 期　間 |
| １　日 | １日を超える一定の期間（起算日） |
| １箇月 | １　年 |
| （　　　　） | （　　　　） |
| ①　下記②に該当しない労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める１箇月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第３条　甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の | 従事する労働者数（満18歳以上の者） | 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻 | 期　間 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める１箇月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第４条　甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、２日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第５条　第２条の表における１箇月及び１年の起算日並びに第３条の表における２週及び４週の起算日はいずれも令和　　年　　月　　日とする。

２　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○タクシー労働組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　○○○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○タクシー株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表　○○○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○タクシー株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　印